

生活保護法第55条の規定において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成16年9月30日

京都市長 榎本頼兼

施術指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
田中 孝和	クローバー鍼灸整骨院	北区紫竹高縄町11-4	平成16年7月1日
勝本 裕也	かつもと接骨院・鍼灸院	北区西賀茂大栗町11番地 パレス西賀茂1F	平成16年8月25日
杉本 和雄	山内治療院	下京区六条通富小路西入る栄町514	平成16年8月1日
阿部 健	山内治療院	下京区六条通富小路西入る栄町514	平成16年8月1日
平川 憲秀	平川接骨院	南区西九条西柳ノ内町28-5	平成16年5月1日
山本 恒久	北田治療院	南区梅小路通大宮東入古御旅町223	平成16年7月15日
西川 雅行	北田治療院	南区梅小路通大宮東入古御旅町223	平成16年7月15日
大木 康滋	大木接骨院	右京区西京極中溝町2-40	平成16年7月20日
高田 裕也	高田鍼灸指圧治療院	右京区嵯峨萩原町20-24	平成16年8月6日
板橋 一恵	高田鍼灸指圧治療院	右京区嵯峨萩原町20-24	平成16年8月6日
生部 明	いけべ鍼灸整骨院	伏見区風呂屋町248-1 ルミエール桃山102	平成16年7月1日
内田 康介	うちだ鍼灸整骨院	伏見区風呂屋町248-1 ルミエール桃山110号	平成16年7月29日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)